

千代田町教育大綱



令和7年3月改定
千代田町

1 教育大綱改定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づいて、町長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じて、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

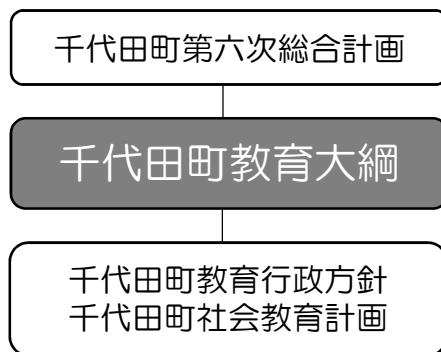
このような法律上の趣旨に基づいて、「千代田町教育大綱」（以下「大綱」といいます。）は、千代田町総合教育会議における協議を経て、平成28年8月に千代田町の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として策定しました。

今回の改定は、大綱の期間が令和6年度をもって終了となることに伴い、大綱を見直すものです。

2 教育大綱の位置づけ

令和2年12月に策定された、令和3年度から令和10年度までを計画期間とする「千代田町第六次総合計画」を上位計画とし、同計画で掲げられた町の将来像である「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」を実現するため、まちづくりの施策の柱のひとつである「学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり」を基本目標とし、千代田町の教育の指針である大綱を改定するものです。

また、本町の教育行政の具体的な施策を掲げている「千代田町教育行政方針」及び「千代田町社会教育計画」の理念を継承し、教育行政の継続性と整合性を図っています。



3 教育大綱の期間

令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

4 基本目標

「学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり」

5 基本理念

千代田町は、優れた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して、教育行政を推進します。

そのため、学校が創意工夫を生かした教育を展開し、特色ある学校づくりができるよう教育環境を整え、子どもたちに自ら学び、自ら考える力を育む教育を推進します。

また、生涯にわたって学習できる社会を構築するため、学校・家庭・地域社会の連携をより一層図るとともに、社会の変化に主体的に対応できる力を育成する教育を推進します。

そして、自然や郷土を愛し、文化や伝統を尊重し、人にやさしい美しいまち千代田町を担う人づくりの具現化にせまります。

6 基本方針

1 「生きる力」を育む学校教育の充実

- 個性と創造力を伸ばし、生きる力と豊かな心を育むとともに、思いやりの心やたくましく生きるための健康や体力に満ちた子どもたちの育成を図ります。
- 学校、家庭、地域社会との連携を深め、特色ある学校づくりを推進します。

■より良い学習環境の提供および時代に見合った教育をおこなうため、小中一貫校を見据えた、校舎の建て替え・統合を進めます。

2 共に学びあう生涯学習社会の構築

■町民一人一人が豊かな生涯を送れるよう、社会教育施設を拠点とした学習を推進するとともに、生涯学習社会の実現に向けた学習環境の整備・充実を図ります。

■図書館の充実を図り、身近な図書館づくりに努めます。

3 時代に対応する社会教育の推進

■学校・家庭・地域社会が連携・融合を積極的に進め、地域一体となった社会教育を推進します。

■家庭教育・青少年教育の向上を図るとともに、少子高齢化社会や男女共同参画社会に向けた学習と社会参加を支援します。

4 明日を担うたくましい青少年の育成

■青少年育成のため、学校・家庭・地域社会との連携を図り、世代間交流や自然体験活動、ボランティア活動を通して、郷土愛を育みながら心豊かなたくましい青少年の育成に努めます。

5 地域に根ざした文化活動の振興

■町民の文化的活動を支援しながら、優れた芸術や文化の創造・発展を目指し、個性豊かな特色ある文化の振興に努めます。

■文化財の保護・伝承に努めるとともに、地域固有の歴史・文化と資源を最大限に活用し、文化の薫るまちづくりを推進します。

6 生涯スポーツの振興

■町民一人一人が、スポーツやレクリエーションを楽しみながら、健康で明るい生活が送れるよう、生涯スポーツを推進します。

■スポーツを通じた世代間の交流を図ります。